

仕 様 書

1 業務名
札幌市立学校プール清掃業務 2

2 業務期間
令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年10月31日（土）まで

3 業務内容
(1) 初回清掃 別紙 1 のとおり
(2) 換水清掃 別紙 2 のとおり
(3) ロボット清掃 別紙 3 のとおり
(4) 最終清掃 別紙 4 のとおり

4 業務実施予定回数

(1) 初回清掃 83回
(2) 換水清掃 83回
(3) ロボット清掃 249回
(4) 最終清掃 83回

※ 実際の実施回数を保証するものではない。

※ 令和 7 年度におけるブロック別の作業実施日については、参考資料のとおり。

5 業務実施日時

学校長と協議の上、決定するものとする。また、最終清掃については学校長から不要の申し出があった場合を除き、対象校に対して必ず実施すること。

初回清掃及び最終清掃の実施にあたっては、原則、学校長と日程調整を行うこと。ただし、別途委託する保守業者（建築業者及び設備業者）から調整等の問い合わせがあった場合は、適宜対応すること。

初回清掃の実施時期について、学校によっては、委託者が別途委託するプール槽の補修が実施される可能性があるため、補修の有無や、補修がある場合には作業工程が完了していることを確認してから実施すること。

最終清掃の実施時期については、9月以降に実施すること。もし、8月までの間に最終清掃の依頼があった場合は、プール槽保護のため9月以降に実施するよう促すこと。また、不明な点があれば学校支援課管理係へ連絡するよう伝えること。

6 業務対象校及び検査場所

(1) 小学校 83校

※ 対象校の詳細は別紙 5 のとおり

7 業務終了報告及び作業日報・作業確認書の提出

(1) 業務を終了後、注水前に特に下記の各箇所を中心に、各学校のプール担当者に異常がないことの確認を受けること。ただし、最終清掃のみ省略することができる。

ア グレーチング、集水マス、底面吐水金具等のビス等がすべてあること。

イ グレーチング、集水マス、底面吐水金具等のビスの飛び出しがないこと。

ウ グレーチング、集水マス、底面吐水金具等のビスのバリがないこと。

エ グレーチング、集水マス、底面吐水金具等のガタつき、段違いがないこと。

(2) 業務終了後は、行った業務内容について、作業日報（別紙様式）に記載のうえ、各学校担当者に確認の署名を受け、札幌市教育委員会学校支援課に提出すること。

また、残留塩素濃度、水素イオン濃度及びPH調整に必要な措置、その他水質管理において必要な措置を行った場合には、その内容についても作業日報に記載すること。

- (3) 受託者は、上記作業日報の他、業務完了届を毎月の業務完了後速やかに委託者に提出し、委託者の検査を受けること。

8 留意事項

- (1) 使用する洗剤

中性又は弱アルカリ性のもので、残留有害性のないものを使用するものとする。

- (2) 殺菌洗浄

殺菌洗浄に使用する次亜塩素酸ナトリウム水溶液等は、接触面において一定濃度を保つようにするものとする。

- (3) 使用する機材等

プールの塗装、防水コーティング及び材質表面を損傷するような硬質のものは使用しないものとする。

なお、清掃に使用する洗剤・機材等は、受託者が用意すること。

また、塗膜の剥離を防ぐため、プール槽の清掃において養生テープを使用する際は、必要最低限の範囲とすること。

- (4) グレーチング、集水マス、底面吐水金具等のビス

ビス等を取り付けるとき、入らない所があった場合には無理をしてビスを入れず、各学校のプール担当者にプール点検業者への連絡を依頼し、その点検業者より指示を仰ぐこと。

また、変形を防ぐため、ビス等を取り外す際は電動工具を使用しないこと。

- (5) YAMAHA製FRPプール

SUS蓋板（6カ所）ビスは本体FRP材に直接ネジ込まれており、ビスの締めつけが効かなくなった場合、修理が非常に困難なため、図1のSUS蓋板6カ所は外さずに、底板循環口の清掃をすること。なお、このことについて疑問点が発生した場合には、各学校のプール担当者にプール点検業者への連絡を依頼し、解決すること。

- (6) 作業時の電気等の節約

作業時の電気、水道、温水等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

9 業務責任者について

受託後すみやかに業務実施責任者を定め、書面にて委託者に報告すること。

10 担当課

札幌市教育委員会総務部学校支援課管理係

住所：札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5階

電話：011-211-3831 FAX：011-211-3837